

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 1 7 日

各介護保険サービス事業所管理者 様

三重県医療保健部長寿介護課長

令和 6 年度介護報酬改定の経過措置終了に伴う令和 7 年 4 月適用の介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届出書）の提出について

平素は、本県の介護保険行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度介護報酬改定の経過措置終了に伴い、令和 7 年 4 月適用の体制届出書においては、介護職員等処遇改善加算の加算Ⅴの区分が廃止される他、業務継続計画策定の有無の項目が追加されるなど、見直しが行われました。

このたび、新様式の体制届出書の準備が整いましたので、記載要領や必要書類をご確認のうえ、令和 7 年 4 月 15 日（火）までにご提出いただくようお願いします。

なお、訪問系サービス及び福祉用具貸与事業所の「業務継続計画未策定減算」、短期入所系サービス事業所の「身体拘束廃止未実施減算」に関する届出について、既に体制届出書を提出しており他に加算等の区分の変更がない場合は、再度提出いただく必要はありません。

1 令和 7 年 4 月適用となる新設・変更等のあった加算等

- （１）業務継続計画未策定減算（訪問系サービス・福祉用具貸与）の新設
- （２）身体拘束未実施減算（短期入所系サービス）の新設
- （３）介護職員等処遇改善加算の加算Ⅴの廃止

2 体制届出書の提出について

- （１）加算等の区分及び規模区分が変更となる場合は、提出期限までに体制届を提出してください。
- （２）加算の算定ができなくなる場合は、速やかに体制届をご提出ください。要件を満たさな
いまま加算を算定していた場合、後日返還が必要となりますので、ご注意ください。
- （３）加算等の区分及び規模区分に変更がない場合は、体制届の提出は不要です。
ただし、根拠となる資料については、事業所で適切に保管してください。

3 提出書類等

(1) 提出書類：介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表及び必要書類

(2) 提出期限：令和7年4月15日（火）

(3) 提出先：（持参又は郵送による提出の場合）

事業所の所在地を所管する[県の保健所・福祉事務所](#)

（電子申請・届出システムによる提出の場合）

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php>

※令和7年4月適用の体制届の内容が、「業務継続計画未策定減算」または「身体拘束廃止未実施減算」のみの場合に限り、令和7年2月21日付事務連絡のとおり、提出書類は別紙2のみとしているところですが、当該取扱いを令和7年4月15日まで延長します。

4 参考

（参考ホームページ）

体制届（介護給付費算定に係る体制等に関する届出）

<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/85456022998.htm>

介護保険事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入について

https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/85421022994_00002.htm

介護職員処遇改善関係

<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/228360228060001.htm>

（事務担当）

三重県医療保健部長寿介護課

施設サービス班

電 話：059-224-2235

居宅サービス・介護人材班

電 話：059-224-2262

FAX：059-224-2919

E-Mail：chojus@pref.mie.lg.jp